

## 「公益通報者保護専門調査会 中間整理」について

内閣府消費者委員会事務局

### 1. はじめに

消費者委員会は、公益通報者保護法について、平成30年1月15日付けで、内閣総理大臣から「同法の施行状況を踏まえ、事業者におけるコンプライアンス経営、国民の安全・安心の確保に向けた取組の重要性の高まりを始めたとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、公益通報者の保護及び国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るため、規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策を検討すること」の諮問を受け、公益通報者保護専門調査会の再開を決定した。

そして、専門調査会における審議を経て、同年7月30日に、今後の検討に向けて、これまでの審議の内容を整理した中間整理が消費者委員会のホームページ上で公表された※。

### 2. 中間整理の概要

中間整理は、論点ごとに、これまでの審議の内容を、概ね方向性が示された事項と検討課題として残されている事項に振り分ける形で整理している。以下では、いくつかの論点について、その概要を紹介したい。

#### (1) 不利益取扱いから保護する通報者の範囲

不利益取扱いから保護する通報者の範囲（現行法では「労働者」に限られる。）の論点

では、新たに退職者と役員等を含めるべきとの方向性が示された。

もつとも、退職者について、時間の経過により実効的な調査や事実認定が困難になるとの意見があり、対象を退職後一定期間内の者に限定するかどうかを更に検討することとされた。また、役員等についても、役員等は事業者に対して善管注意義務・忠実義務を負っていることから、まずは内部では是正措置を講ずることを原則としつつ、是正措置を前置しなくてもよいとする例外を適切に設定することができるとどうか引き続き検討することとされた。

#### (2) 通報体制の整備

通報体制の整備の論点では、少なくとも大規模の事業者には通報体制の整備義務を課す方向で検討すべきとの方向性が示された。中小規模の事業者についても、法律上の義務とされていないことが通報体制を導入していない理由として挙がっているが、他方で制度が導入されても形骸化してしまう可能性もあり、実態に即して努力義務にとどめることも考えられ、引き続き検討することとされた。

#### (3) 行政通報の二元的窓口

行政通報の二元的窓口の論点では、各行政機関の通報窓口において通報を受け付けて対

応する体制を維持しつつ、当該窓口を補完するものとして、消費者庁に行政通報の二元的窓口を設置すべきとの方向性が示された。

#### (4) 不利益取扱いをした事業者に対する行政措置

通報者に対して不利益取扱いをした事業者に対する行政措置の論点では、現行の民事ルールだけでは不利益取扱いに対する抑止力として不十分であるとの意見があり、不利益取扱いをした事業者に対する行政措置を導入すべきとの方向性が示された。

行政措置の種類としては、是正を勧告し、事業者が従わない場合には公表すべき（その前段階として、調査及び事実認定をしつつ）と行い、助言や指導により是正を促すなど、慎重な手続を踏むべきとの意見があり、刑事罰の導入は今後の検討課題とされた。具体的な内容については、対象として想定される事案件数、他の行政機関との連携、体制の在り方等を踏まえて更に検討すべきとされた。

### 3. 今後の予定について

現在、専門調査会では、関係団体等からヒアリングの結果等も踏まえ、最終の取りまとめに向けて、中間整理において引き続きの検討課題とされた論点を中心に更なる審議を行っている。

※ <http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/koueki/index.html>